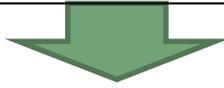


令和元年5月14日

富士北麓地域(富士河口湖町内)に  
おける景観保全型広告規制地区の  
追加指定について

# ① 屋外広告物とは？

- 屋外広告物法
  - 山梨県屋外広告物条例
    - 山梨県屋外広告物条例施行規則
    - 各種告示



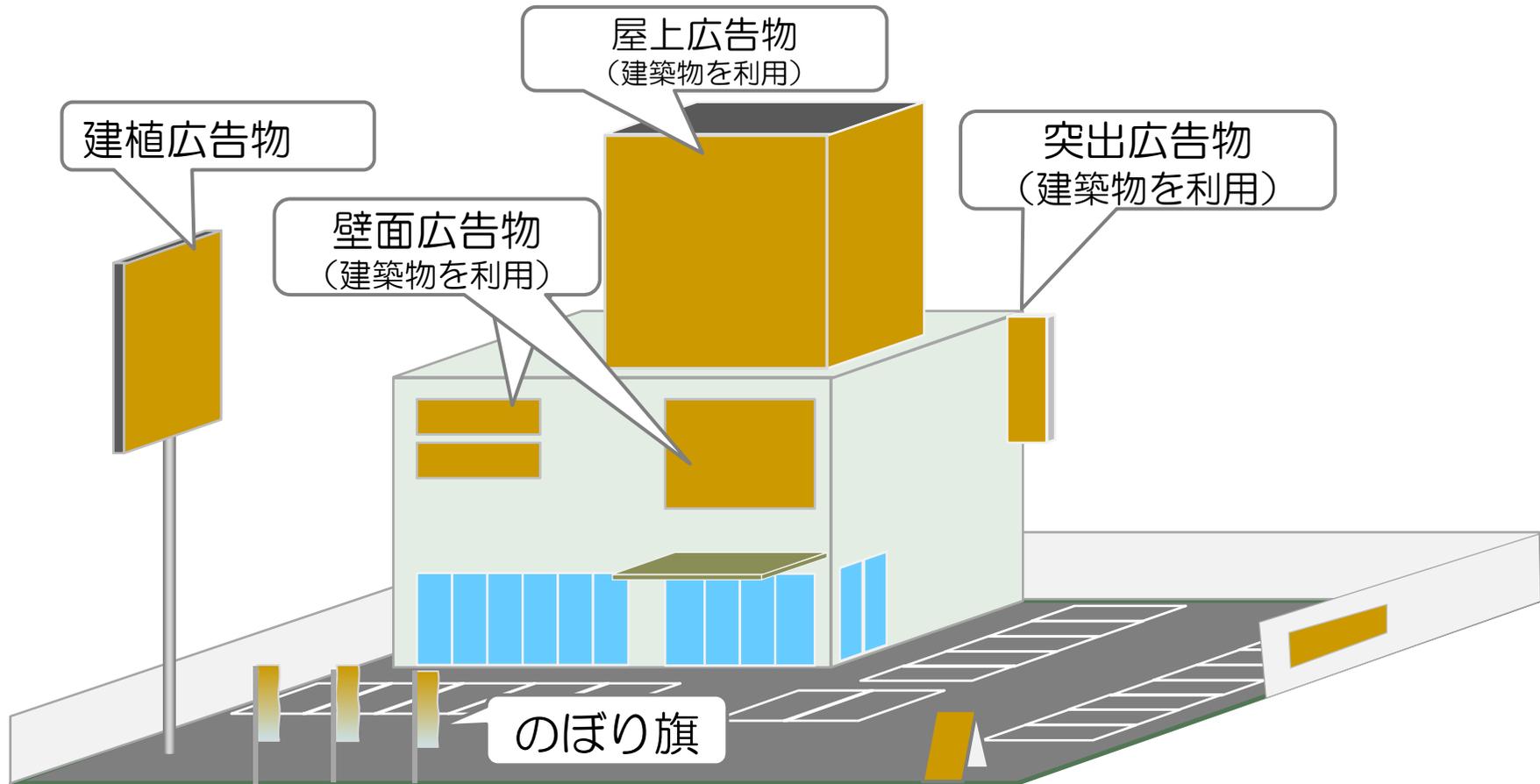
規定

## 屋外広告物法及び条例の目的

- ① 「良好な景観の形成・風致の維持」
- ② 「公衆に対する危害の防止」

を目的とした規制

# 代表的な屋外広告物の事例

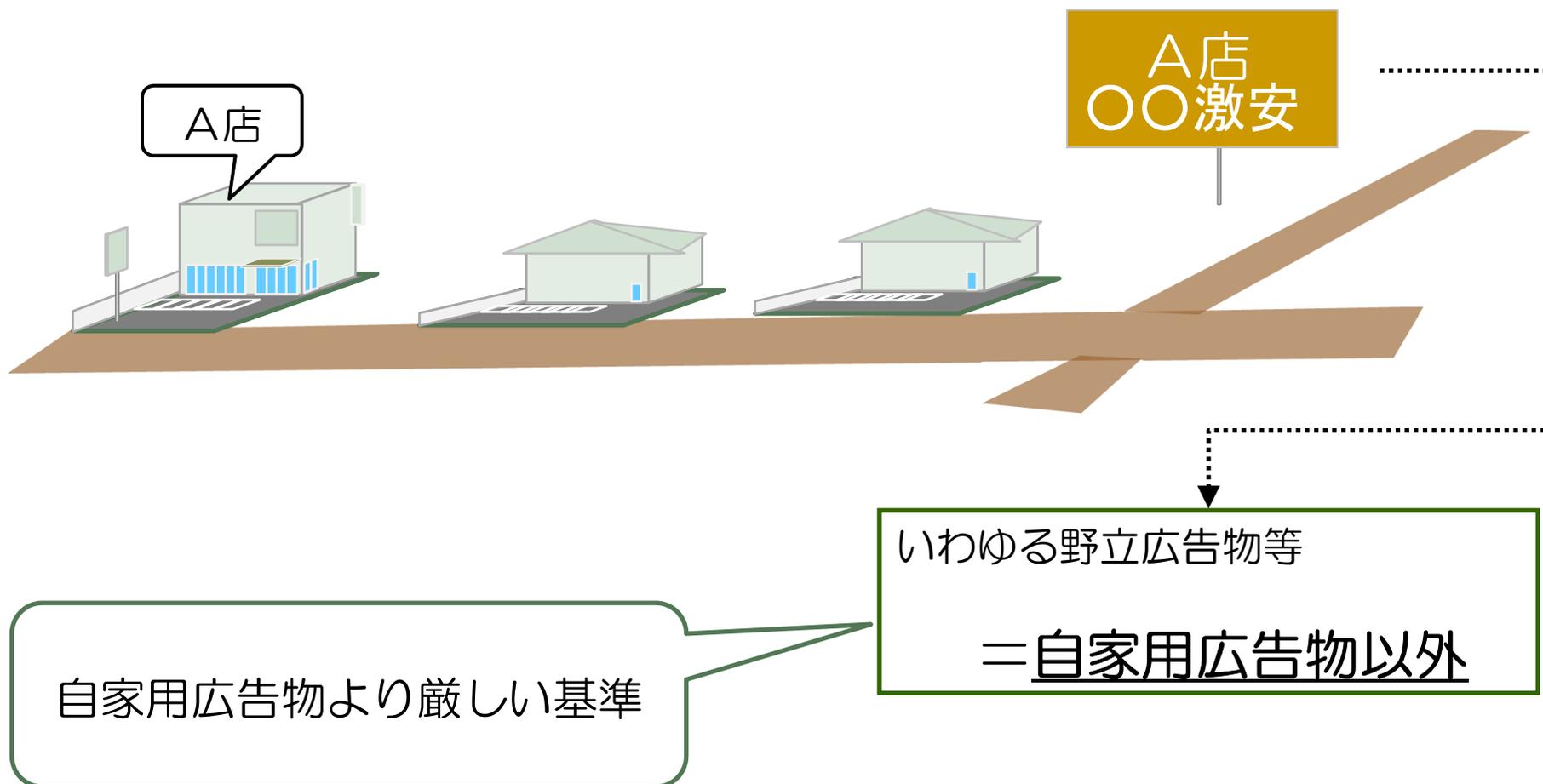


- ① 常時又は一定の期間継続して表示
- ② 屋外で表示
- ③ 公衆に表示
- ④ 看板や建物などに掲出、又は表示されたものなど

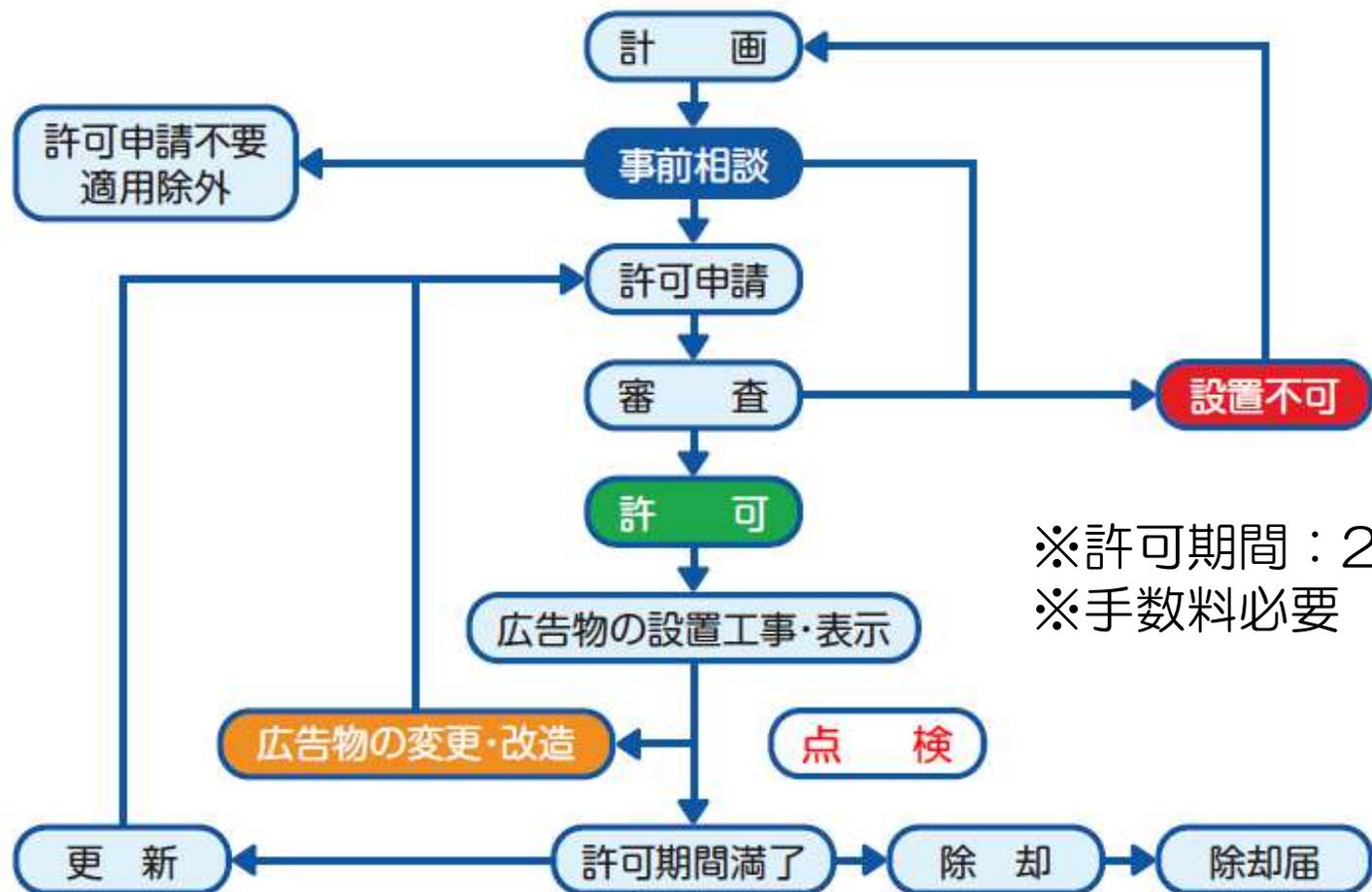
※屋外広告物＝上記を全て満足するもの



# 自家用広告物以外の広告物とは？



# 許可申請の流れ



※許可期間：2年など  
※手数料必要

## ○申請等の時期

新たに広告物を表示する場合（新規申請）：表示しようとする日の10日前まで  
既に許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする日の10日前まで  
許可期間後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：許可期限の10日前まで  
広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内

# 屋外広告物を設置するには

条例の基準に適合したものである必要有

面積総量などに応じて

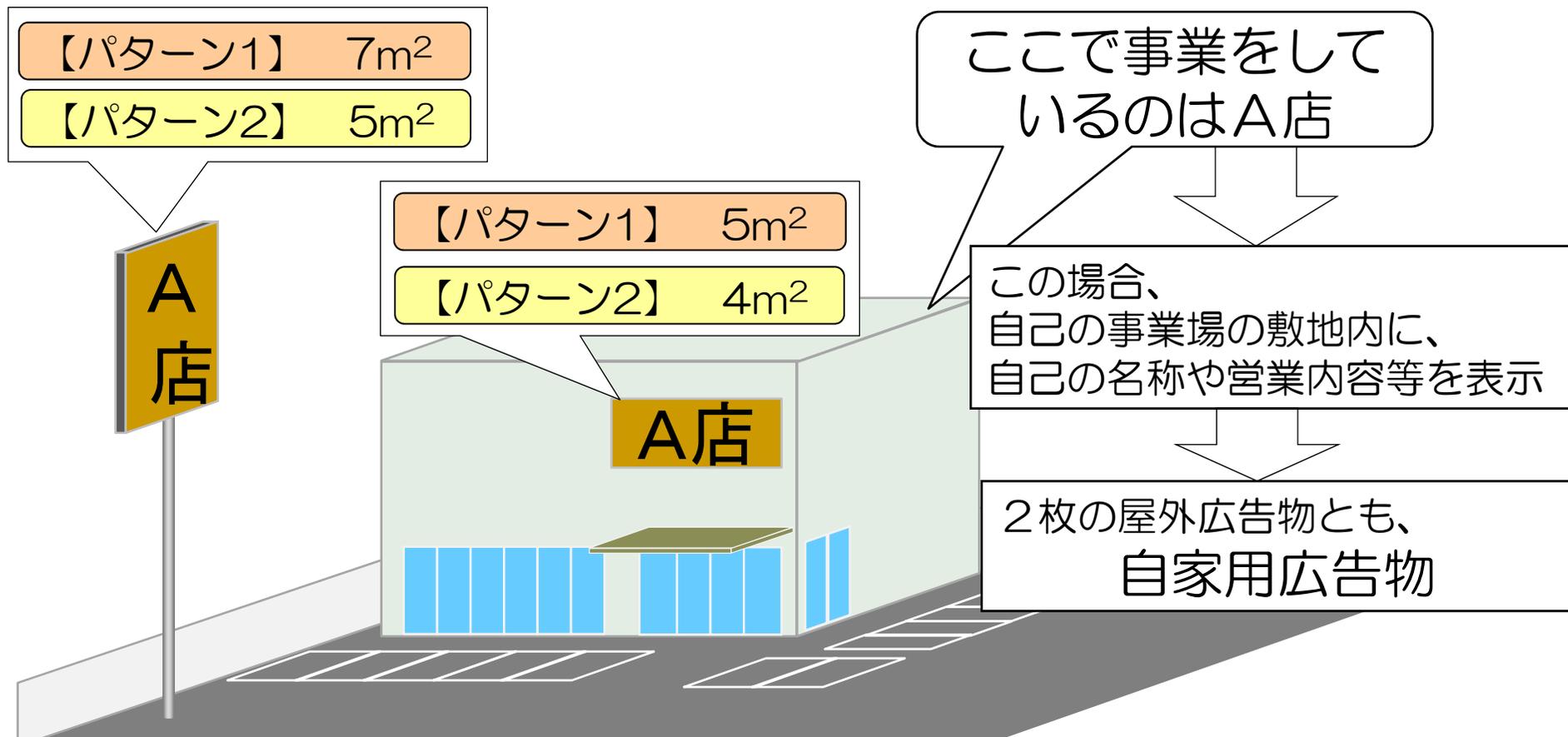
許可必要

- 自家用広告物  
：面積総量  $> 10\text{m}^2$  など
- 自家用広告物以外  
：全て許可必要

許可不要  
(=適用除外)

- 自家用広告物  
：面積総量  $\leq 10\text{m}^2$  など

# 許可不要（適用除外）の事例



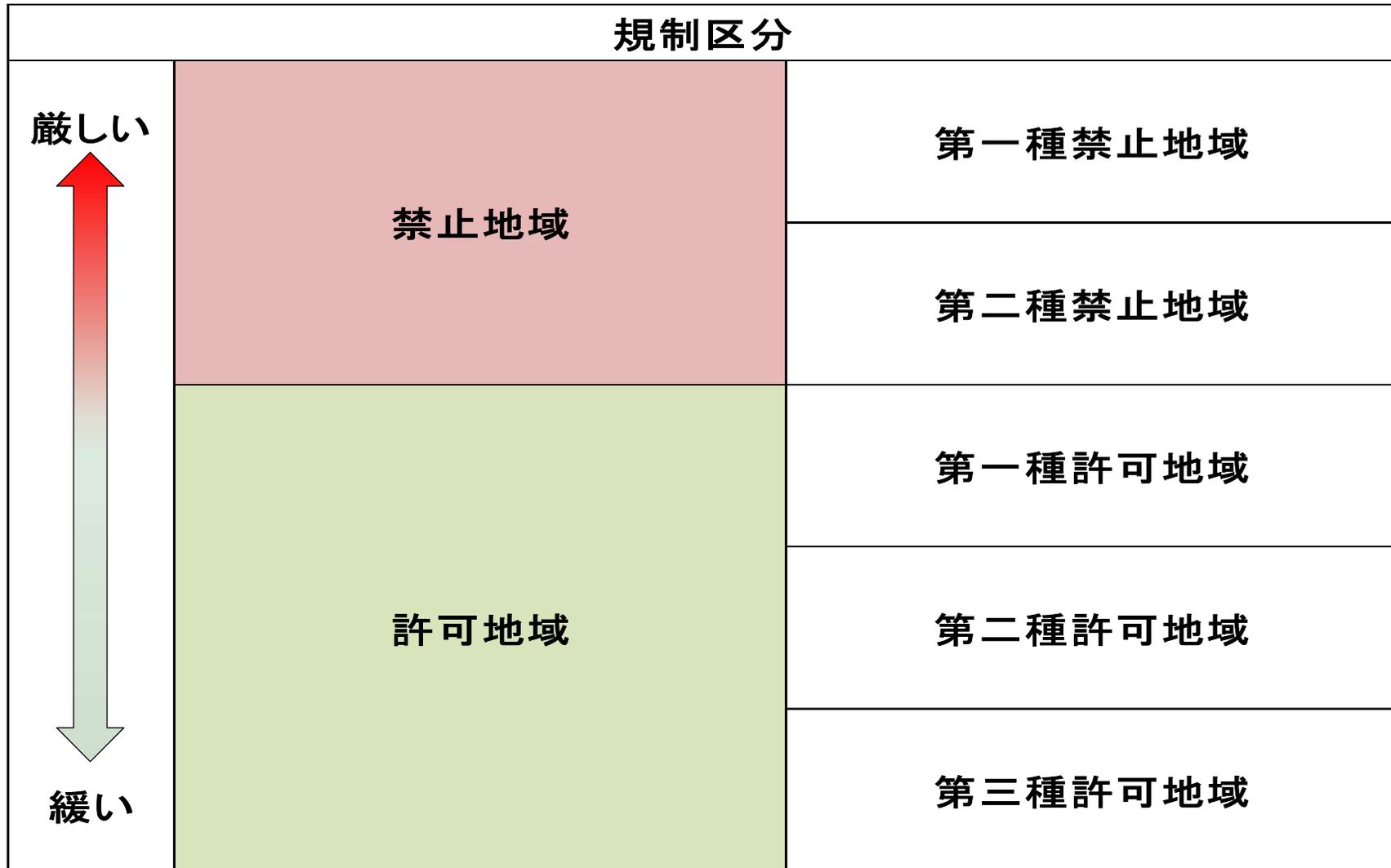
【パターン1】 面積総量  $7+5=12\text{m}^2$   
 $>10\text{m}^2 \Rightarrow$  許可必要

【パターン2】 面積総量  $5+4=9\text{m}^2$   
 $\leq 10\text{m}^2 \Rightarrow$  許可不要（適用除外）

※自家用広告物の適用除外基準は、地域により5m<sup>2</sup>以下の場合あり

※ // 、高さなどの基準もあり

# 規制区分について



# 規制区分図



— : 追加指定地区 (案)

② - 1

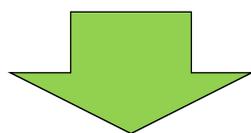
## 指定の経過及び背景

## 景観保全型広告規制地区とは

山梨県屋外広告物条例の中で規定

(第七条の三)

県と町が協議により、許可地域のうち  
良好な景観を保全することが特に必要で  
あると認める区域を指定できる



指定により屋外広告物等の  
形状、面積、意匠などの基準を強化

## 指定の経過及び背景

### ◆平成25年度

- 世界文化遺産に登録された豊かな景観を守り育む必要性
- イコモスの指摘

景観保全型広告規制地区の指定  
＝特定の区域の規制基準強化  
(条例の規定により許可地域限定で可)

主要道路沿道6地区を指定し、規制基準強化  
(施行：平成27年4月1日～、平成28年10月1日～)  
※山梨県屋外広告物条例 第7条の3

## 指定の経過及び背景

### ◆平成29年度

富士河口湖町から新たに3地区について、  
規制強化の要望

要望を受け、指定範囲や強化する基準を町と協議

指定を目指し、案を決定

主要道路沿道3地区を指定し、規制基準強化

(施行：平成30年4月1日～)

※山梨県屋外広告物条例 第7条の3

## 指定の経過及び背景

### ◆令和元年度

富士河口湖町から船津小海線地区について、  
追加指定の要望

要望を受け、指定範囲や強化する基準を町と協議

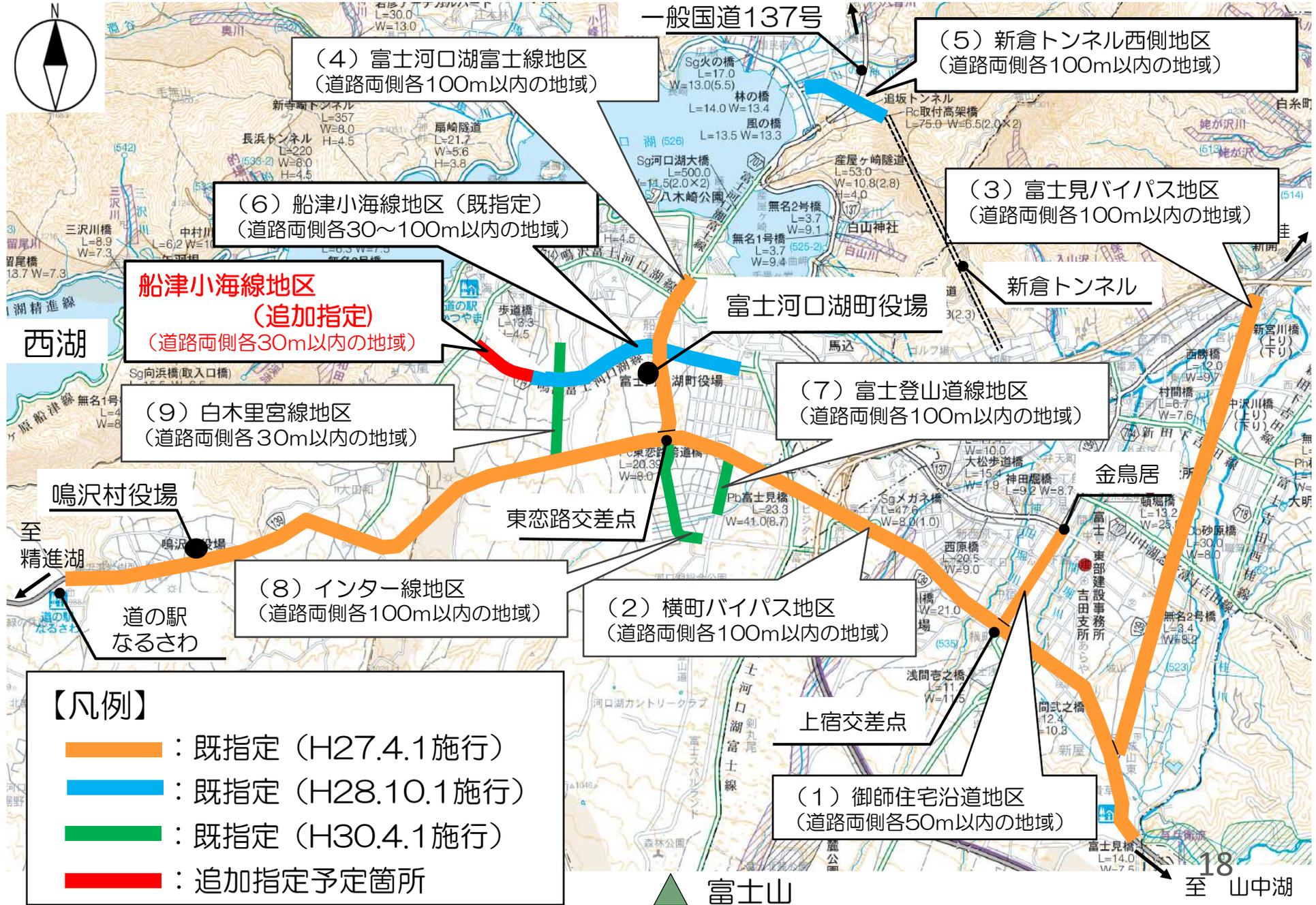
指定を目指し、案を決定

② - 2

指定する地区

# 指定する地区

※景観保全型広告指定地区指定案であり  
今後変更される場合があります。



## 【凡例】

- : 既指定 (H27.4.1施行)
- : 既指定 (H28.10.1施行)
- : 既指定 (H30.4.1施行)
- : 追加指定予定箇所

# 指定する地区（現況）

船津小海線地区（追加指定箇所）



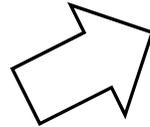
（現況）

- 住宅、田畑地区
- 富士山などの眺望保全の必要あり
- 今後、店舗等の出店が予想される

② - 3

目指すイメージ

# 目指すイメージ



(現況)

- 既存物件がほとんどない
- 店舗が出店する前に、  
規制をかけることによる効果発現は大

「こうならないように」

## 主な方針

※景観保全型広告規制地区指定案であり、  
今後変更される場合があります。

- 色彩を全体的に抑える。
- 屋上広告物は設置できない。
- 建植広告物などの高さを抑える。
- 自家用広告物以外の広告物は必要最低限とし、  
道標及び案内図以外は抑える。
- 適用除外となる広告物についても、基準を強化する。
- 地区ごとに統一的な基準にする。

※既指定の方針とも合致⇒既指定の基準を採用

③ - 1

## 許可基準の強化内容

# 指定する地区

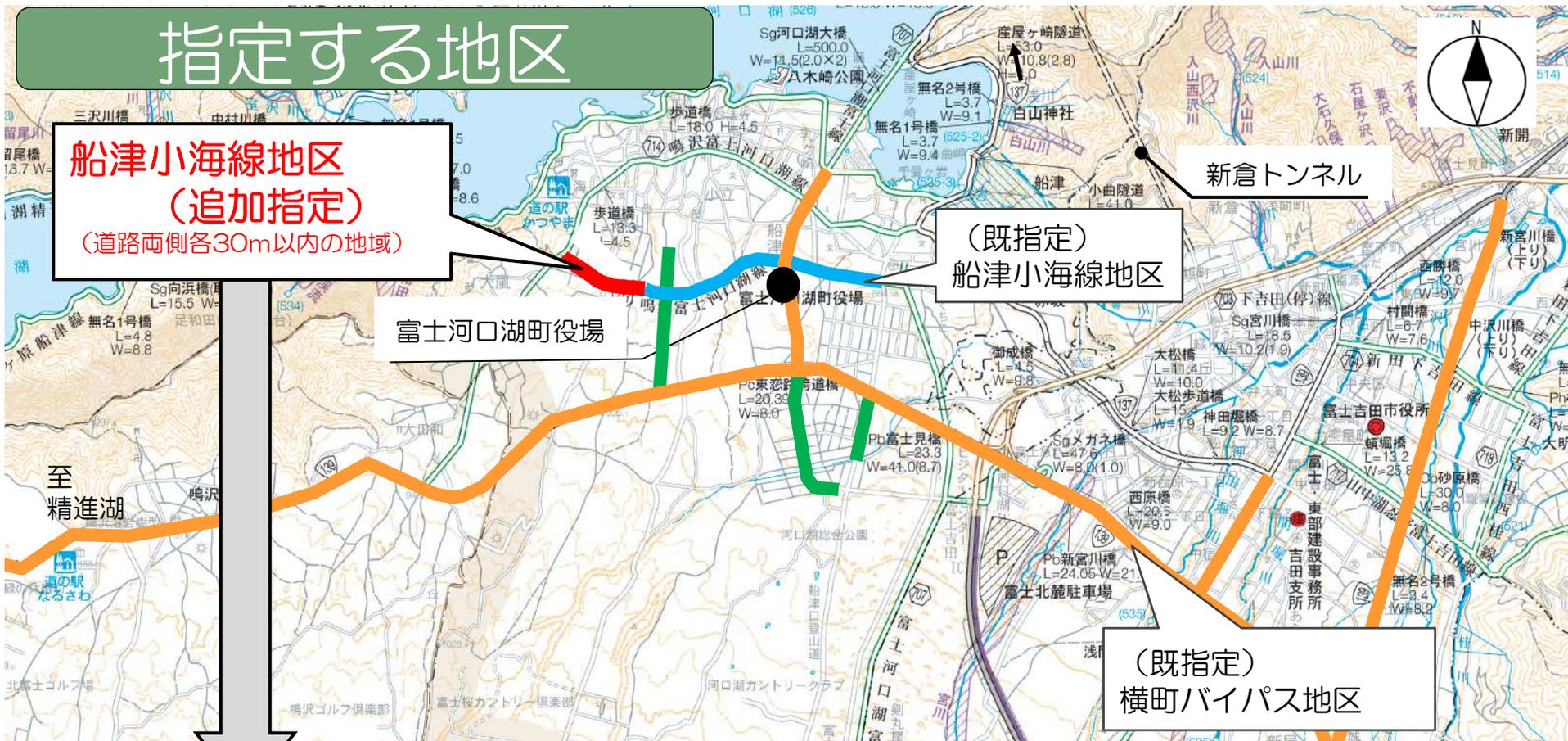
**船津小海線地区  
(追加指定)**  
(道路両側各30m以内の地域)

(既指定)  
船津小海線地区

(既指定)  
横町バイパス地区

富士河口湖町役場

新倉トンネル



追加指定区間は、すでに指定されている小立地区区間と同様に土地の利用形態が住宅地と田畑地となっていることから、船津小海線地区(西側)と同基準

## 【凡例】

- : 既指定 (H27.4.1施行)
- : 既指定 (H28.10.1施行)
- : 既指定 (H30.4.1施行)
- : 追加指定予定箇所

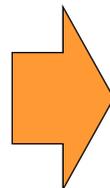
※景観保全型広告規制地区指定案であり、今後変更される場合があります。

# 基準強化の主な内容

※景観保全型広告規制地区指定案であり  
今後変更される場合があります。

## ○色彩

|      |
|------|
| 1種許可 |
| なし   |



使用可能色数3色以下  
明度・彩度の制限

## ○屋上広告物の高さ

|      |
|------|
| 1種許可 |
| ≦ 8m |



設置不可

## ○建植広告物（自家用）の高さ・面積

|                              |
|------------------------------|
| 1種許可                         |
| ≦ 12m                        |
| ≦ 40m <sup>2</sup><br>(1基当り) |



≦ 5m

≦ 4m<sup>2</sup>  
(1基1方向)

≦ 20m<sup>2</sup>  
(敷地内合計)

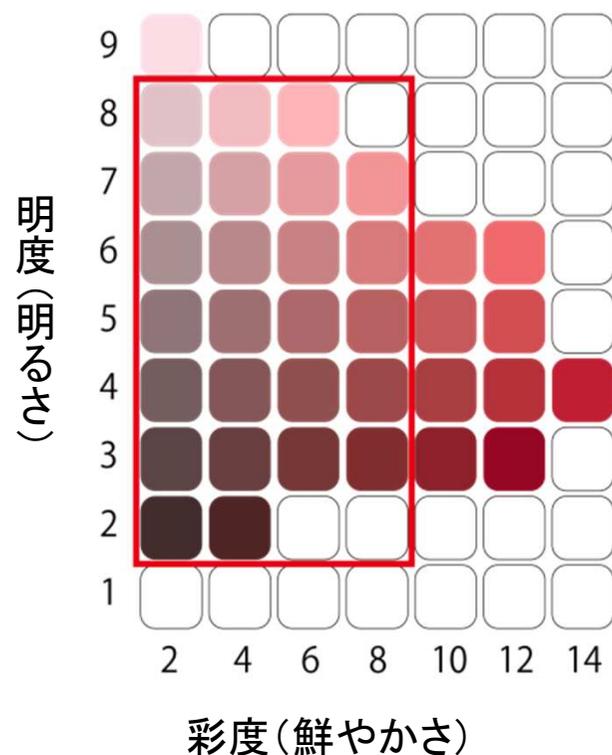
※その他詳細な基準は、別添資料1・2を参照

# 共通の基準

屋外広告物共通に規制される

## 色彩

【色相R（赤色）を例に】



 : 最大面積色の範囲

- 色彩の数は3色まで（地色含む）
- 最大面積色の明度が2以上8以下
- 最大面積色の彩度が6以下  
（色相がR、YR、Yの場合は、8以下）

※一部の自家用広告物以外の広告物を除き、  
白や黒(=無彩色)も可

【例】



3色 ○



多色 ×

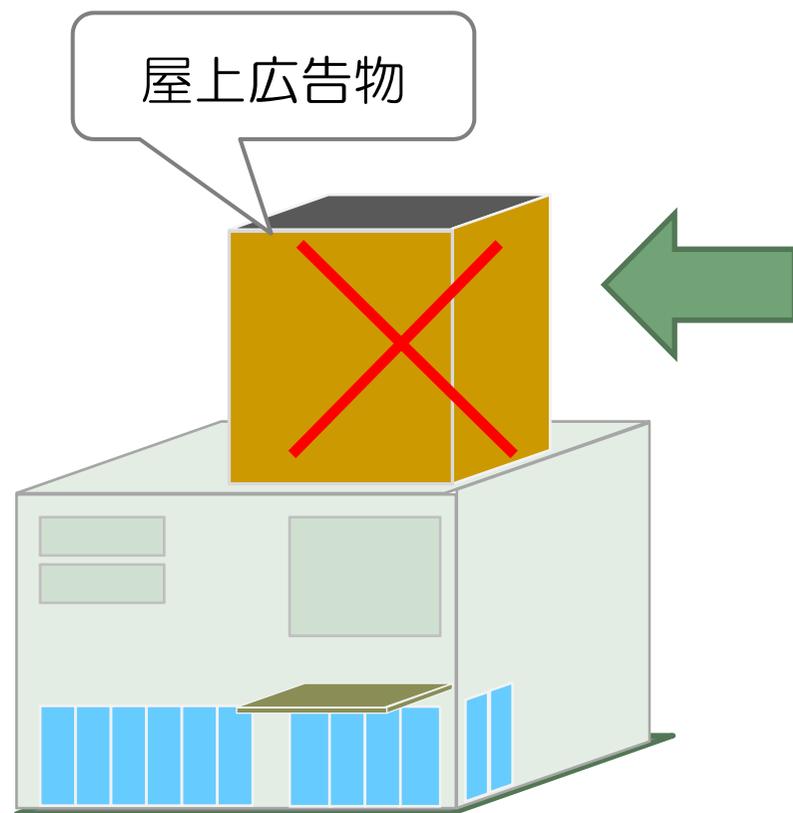


多色 ×

※「明るさ」や「鮮やかさ」を控えるために

※景観保全型広告規制地区指定案であり、  
今後変更される場合があります。26

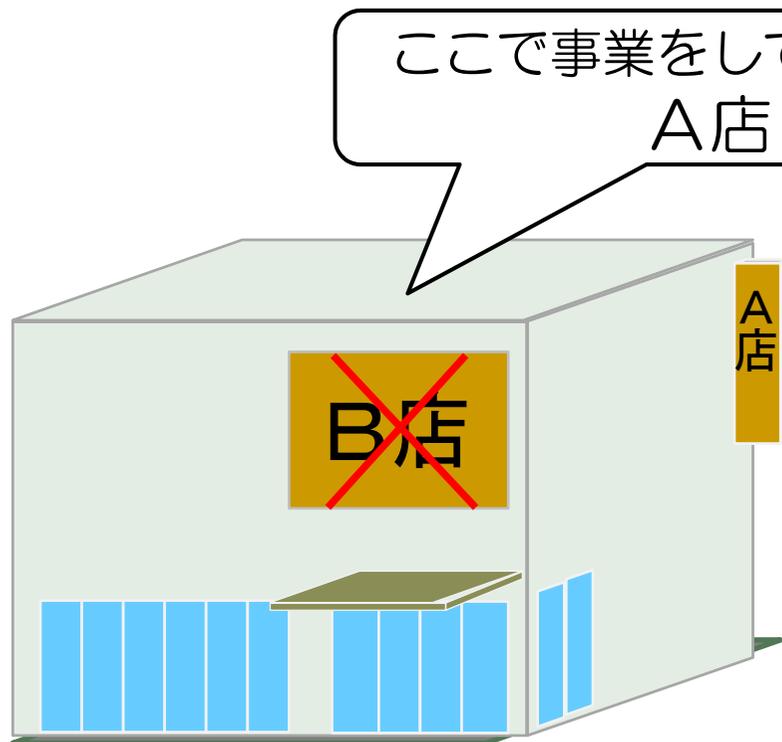
## 建築物を利用する広告物（自家用広告物）



屋上広告物

8mまで可 ⇒ 不可

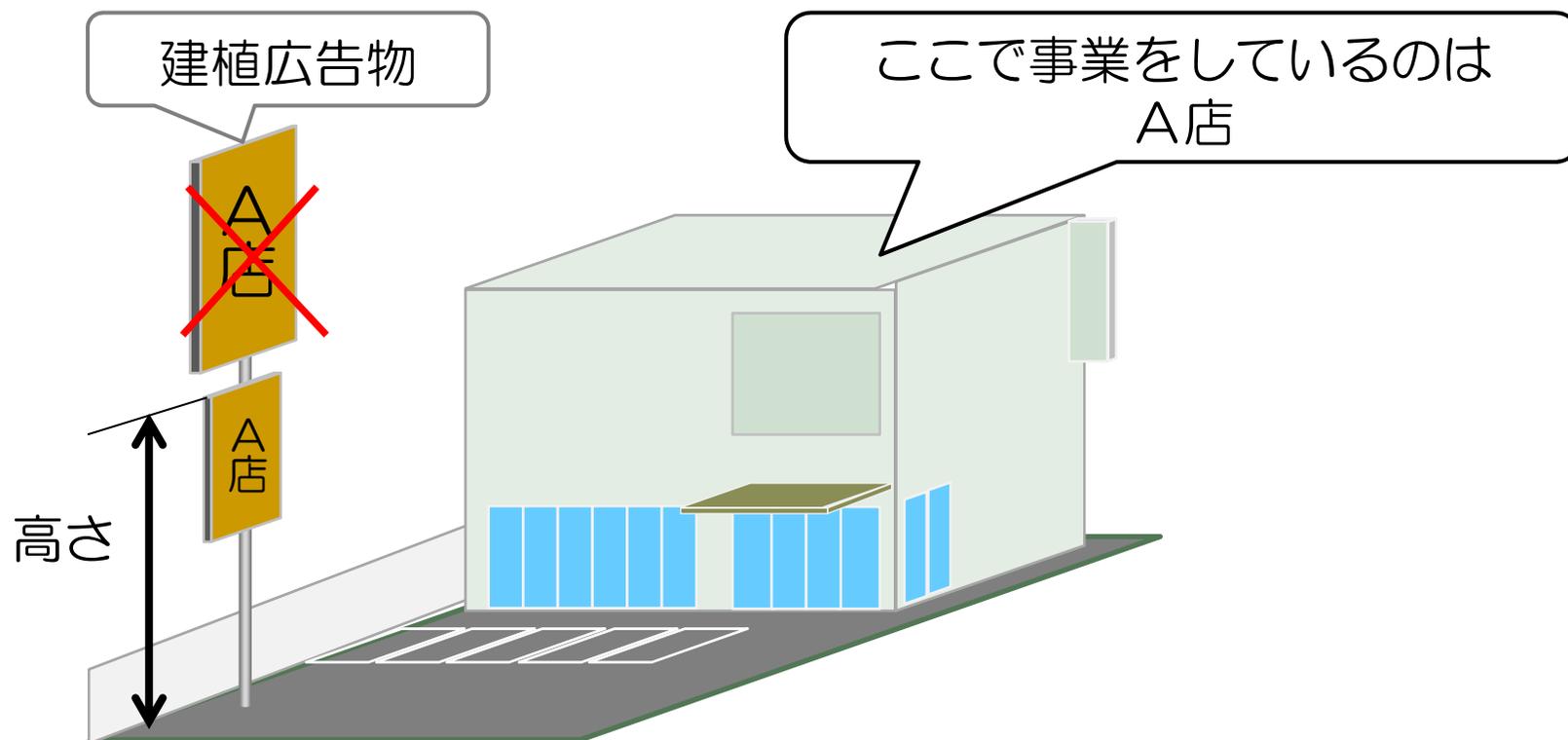
## 建築物を利用する広告物（自家用広告物以外）



自家用広告物以外

一部可 ⇒ 不可

## 建植する広告物（自家用広告物）

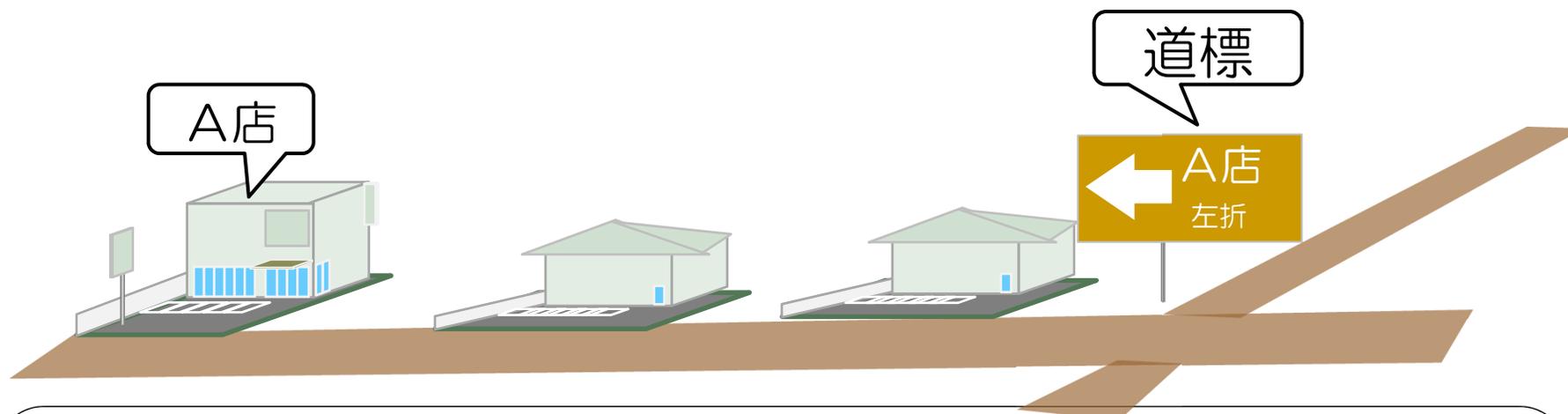


- ・ 高さ 12m以下 ⇒ 5m以下
- ・ 面積 40m<sup>2</sup>以下 ⇒ 1基1方向4m<sup>2</sup>以下  
⇒ 敷地内合計20m<sup>2</sup>以下

※景観保全型広告規制地区指定案であり、今後変更される場合があります。

# 建植する広告物

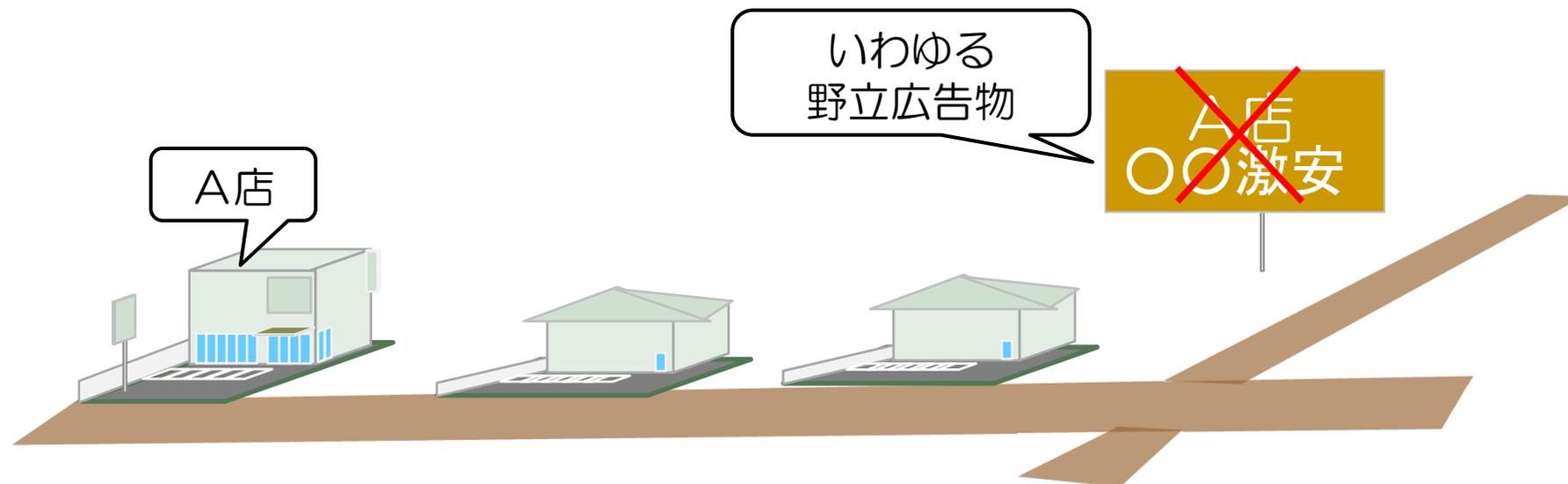
## 自家用広告物以外（道標及び案内図）の場合



- 高さ：5m以下 ⇒ 5m以下
- 面積：2m<sup>2</sup>以下 ⇒ 2m<sup>2</sup>以下
- 複数の箇所に設置する場合：  
合計面積10m<sup>2</sup>以下 ⇒ 10m<sup>2</sup>以下
- 1箇所に共同で設置する場合（集合看板）：  
合計面積16m<sup>2</sup>以下 ⇒ 16m<sup>2</sup>以下
- 色彩：規制なし ⇒ 無彩色を一部制限（明度2以上）

# 建植する広告物

自家用広告物以外（道標及び案内図を除く）の場合



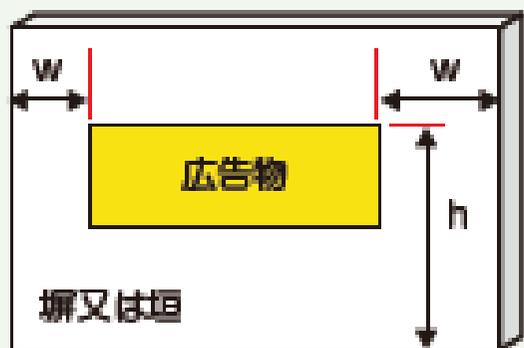
一部可 ⇒ 不可

※景観保全型広告規制地区指定案であり、今後変更される場合があります。

## 工作物を利用する広告物

## 塀又は垣を利用する広告物

【例】



自家用広告物以外  
(道標及び案内図)

- 面積  $2\text{m}^2$ 以下/個  $\Rightarrow 2\text{m}^2$ 以下/個

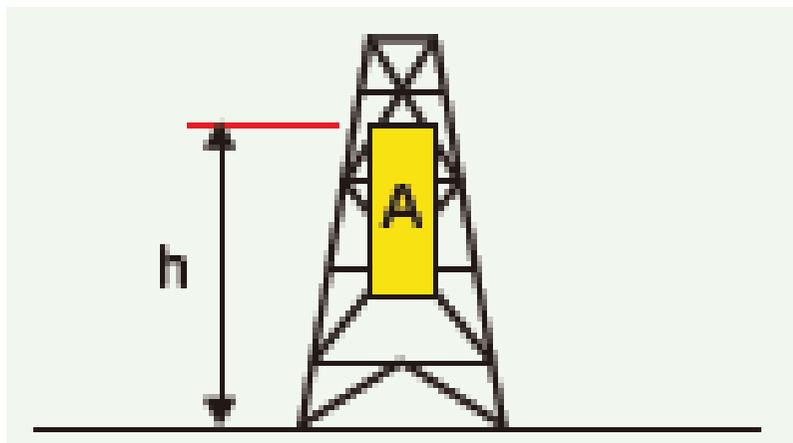
自家用広告物以外  
(道標及び案内図を除く)

- 面積  $2\text{m}^2$ 以下/個  $\Rightarrow$  不可

## 工作物を利用する広告物

## その他の工作物を利用する広告物

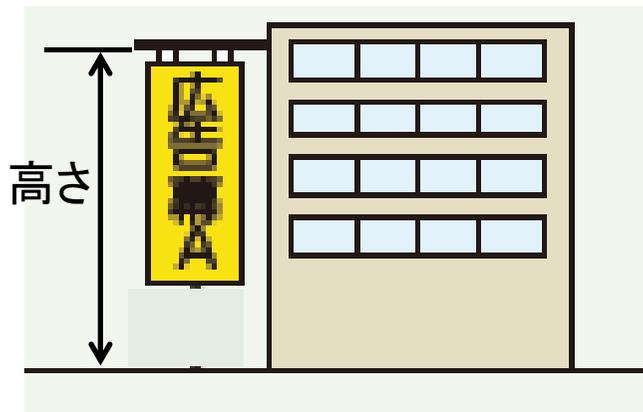
【例】



- 高さ：23m以下 ⇒ 5m以下
- 面積：30m<sup>2</sup>以下/工作物 ⇒ 4m<sup>2</sup>以下/工作物

## 簡易な広告物

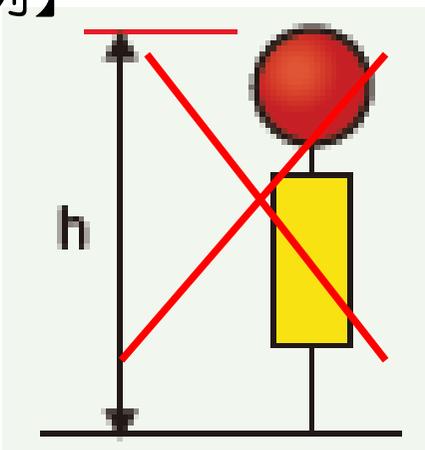
【例】



### 広告幕

- 高さ：上限無し ⇒ 5m以下
- 面積：30m<sup>2</sup>以下/枚 ⇒ 4m<sup>2</sup>以下/枚

【例】

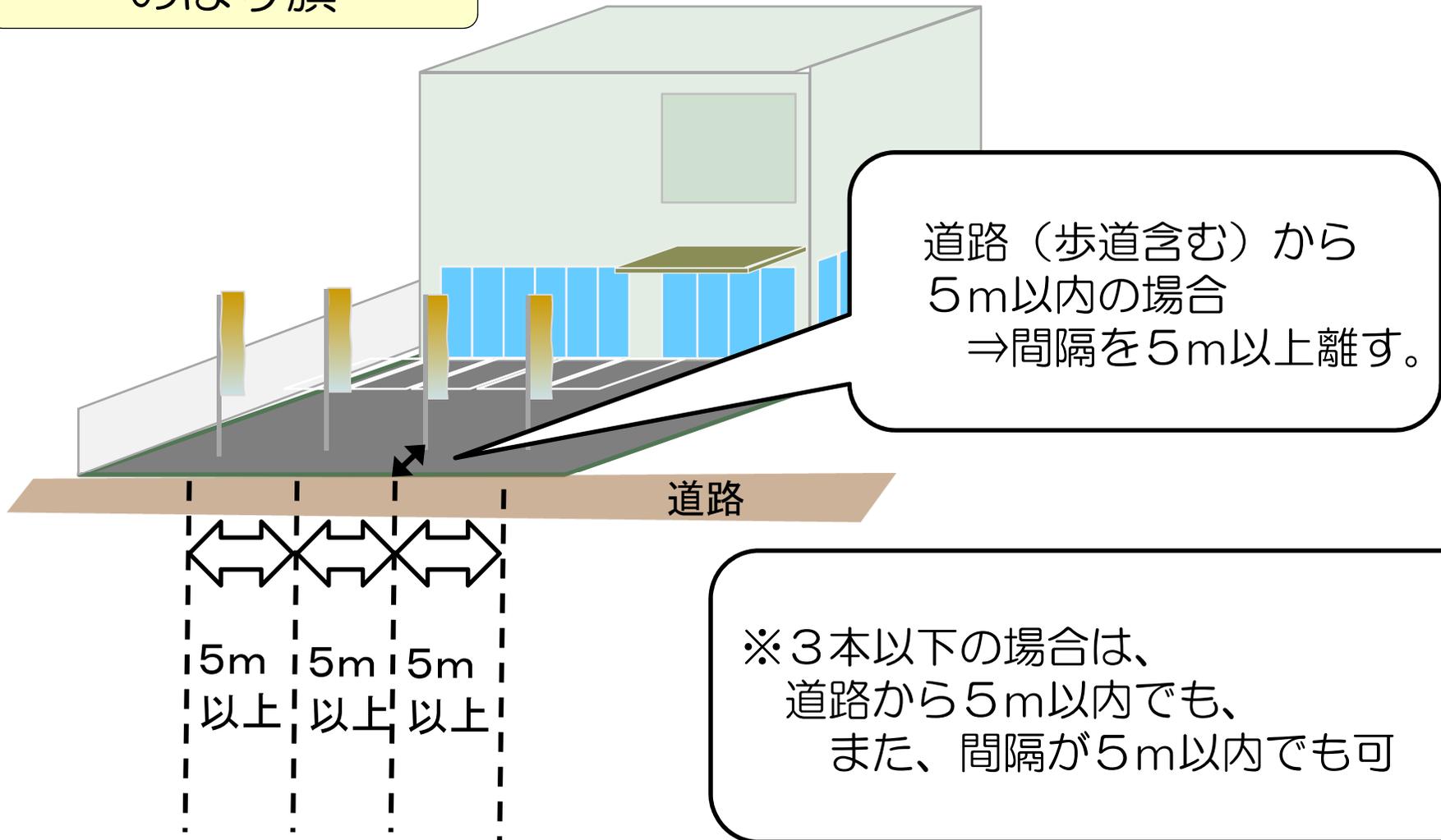


### アドバルーン

- 高さ：50m以下
  - 面積：30m<sup>2</sup>以下
- } ⇒ 不可

# 簡易な広告物

## のぼり旗



※景観保全型広告規制地区指定案であり、今後変更される場合があります。

③ - 2

## 適用除外基準の強化内容

## 適用除外基準の強化について

### 自家用広告物など（共通基準）

#### 色 彩

##### ◇許可基準の色彩基準と同様

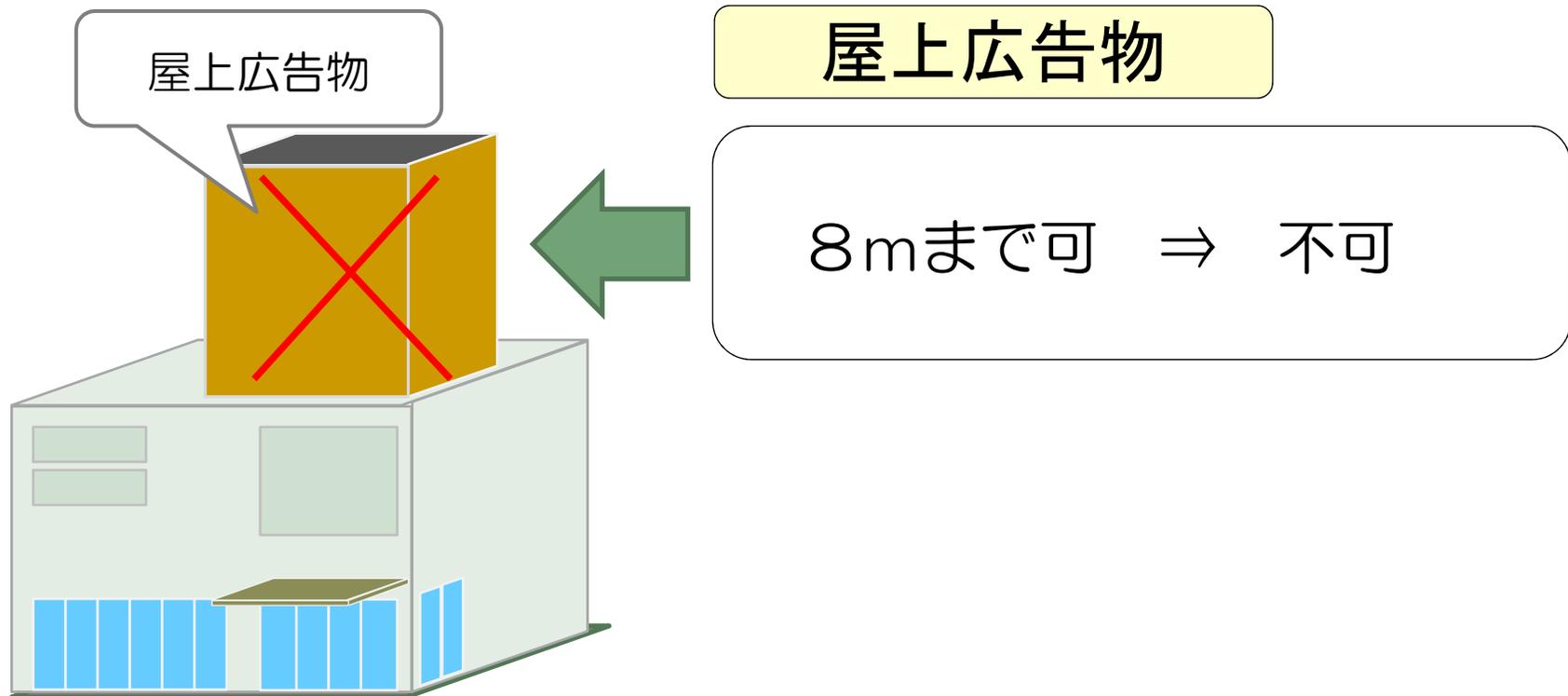
- 色彩の数は3色まで（地色含む）
- 最大面積色の明度が2以上8以下
- 最大面積色の彩度が6以下  
（色相がR、YR、Yの場合は、8以下）

※無彩色も最大面積色で可

※自家用広告物は、面積総量10m<sup>2</sup>以下であれば適用除外となるが、個別の基準がある。

## 適用除外基準の強化について

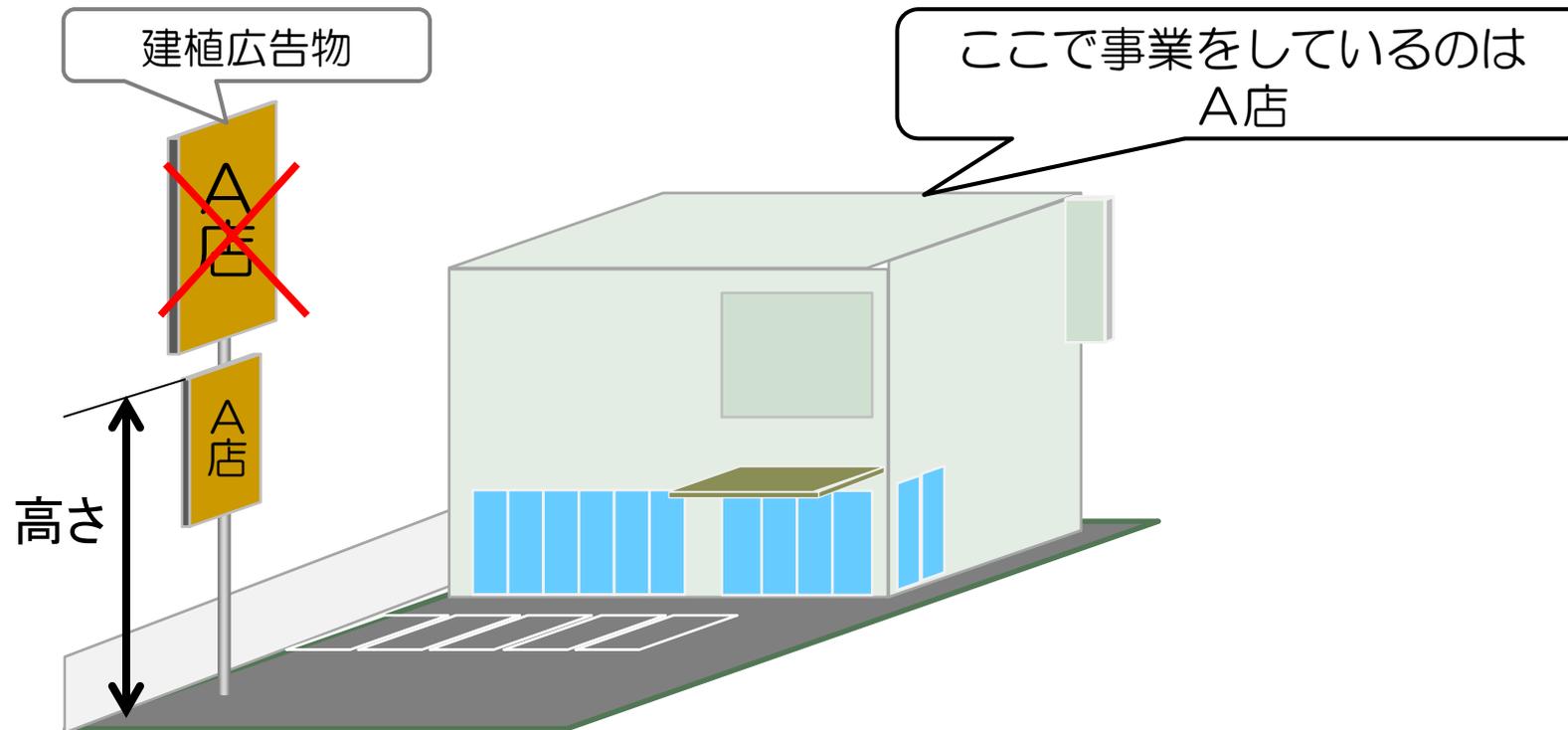
### 自家用広告物（建築物を利用する広告物等）



※景観保全型広告規制地区指定案であり、今後変更される場合があります。

# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物（建植する広告物等）



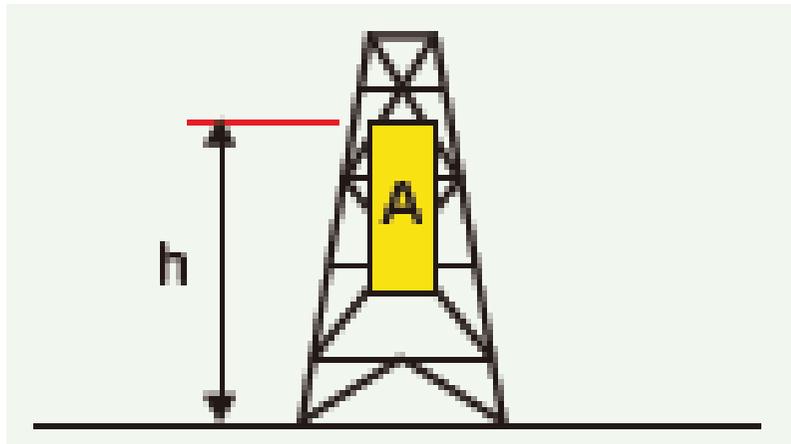
- 高さ：12m以下 ⇒ 5m以下
- 面積：1基1方向4m<sup>2</sup>以下

※景観保全型広告規制地区指定案であり、今後変更される場合があります。

## 適用除外基準の強化について

### 自家用広告物（その他の工作物を利用する広告物）

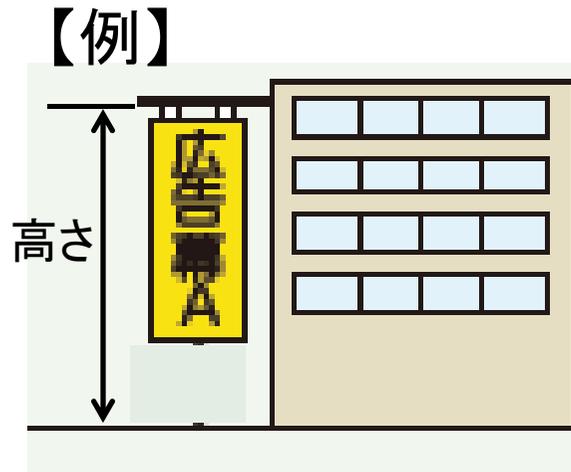
#### 【例】



- 高さ：23m以下 ⇒ 5m以下
- 面積：4m<sup>2</sup>以下/工作物

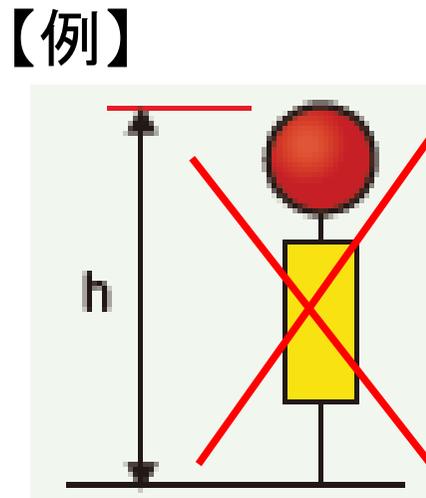
# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物（簡易な広告物等）



### 広告幕

- 高さ：上限無し ⇒ 5m以下
- 面積：4m<sup>2</sup>以下/枚



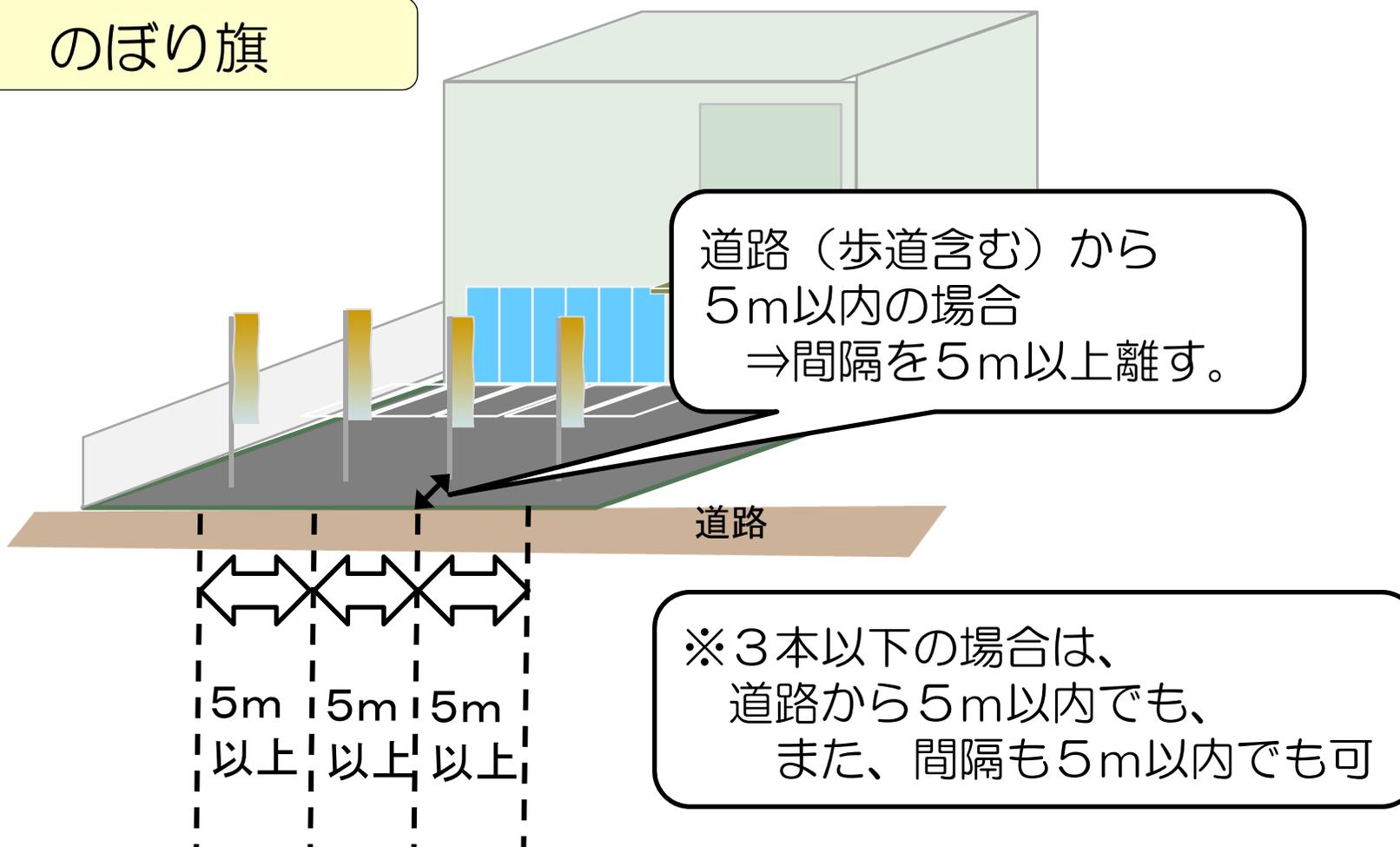
### アドバルーン

⇒ 不可

# 適用除外基準の強化について

## 自家用広告物（簡易な広告物等）

### のぼり旗



※景観保全型広告規制地区指定案であり、今後変更される場合があります。

## ④ 経過措置について

## 新規に設置の場合

【例】

(1) 新規で屋外広告物を設置する場合



新しい基準に合致させる必要有

## 経過措置について

(経過措置) 既設のもので、適法なものは、従前のとおり

【例】

(2) 許可を取得しているなど現在適法な場合



表示している内容（色等含む）を  
変えない限り、更新申請により設置可能  
・・・ただし、適切な維持管理は必要

適法とは、

- 現在の条例を満たしているもの  
→例えば、基準には合致しているが、  
許可が必要な規模で、許可を取得していないものは、  
適法ではない。

# 経過措置について

【例】

(3) 適法な屋外広告物で、表示している内容を変える場合

新しい基準に合致させたものにする必要有  
(規模に応じ、許可の取得必要)



×



表示する色彩を変更する場合の例



×



表示する文字の内容を変更する場合の例

## 経過措置について

【例】

(4) 適用除外の広告物の場合



適法な広告物と同じ経過措置

## その他

○別添資料1・2

→各地区ごとに基準を整理

○別添資料1・2以外の基準

→現状の基準と同様

## ⑤ 今後のスケジュール等

## ◆今後のスケジュール（予定）

- 地区範囲と基準の公告・縦覧 6月上旬～6月下旬  
※県のホームページや当室等で閲覧可能  
※関係市町村の住民の方及び利害関係のある方は、範囲や強化基準案について意見書を県に提出可能（期間内厳守）
  
- 山梨県景観審議会 7月上旬  
※いただいたご意見や基準案等を諮り、最終的に基準等を決定
  
- 決定した基準等の告示 7月下旬
  
- 周知期間（6箇月） 7月～1月  
※県のホームページ等で周知
  
- 施行 令和2年1月



不明な点等ございましたら、  
「山梨県景観づくり推進室」又は「富士河口湖  
町都市整備課」まで、お問い合わせください。

山梨県景観づくり推進室  
TEL：055-223-1325

富士河口湖町都市整備課  
TEL：0555-72-1179